USPTOと司法省が連名で特許権者の差止救済に関する意見陳述書を提出

2026年3月4日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2月27日、テキサス州東部地区連邦地裁に対して、米国司法省（Department of Justice：DOJ）反トラスト局と連名で、特許権に基づく差止命令を認めることの重要性について意見陳述書[1]を提出したことを公表[2]した。

今般、連名で意見陳述書が提出されたのは、同地裁で提起されていた特許権侵害訴訟[3]に対してである。本事件では、陪審裁判により故意侵害が認定され、過去の侵害行為に対して445.5百万ドルの損害賠償金が評決において認定された。原告は、将来の侵害行為に対しても差止命令（Permanent Injunction）を被告に発行することを求めている。

今回の意見陳述書で、USPTOとDOJは、本件訴訟における一方当事者を支持する意図はなく、司法による判断を予断するものでもないとしつつ、特許権の侵害に対して差止めによる救済を過度に認めないことは、特許法の趣旨であるイノベーション促進にとっても弊害となるおそれがある旨を主張した。
また、特許の価値評価、侵害行為による損害額の正確な算定は困難であるところ、特許権侵害において金銭的な損害賠償のみでは回復不能な損害が認められる場合があり得るとし、これは特許権者が非実施主体（NPE）の場合であっても同様であると説明している。

スクワイヤーズUSPTO長官は、今回の連名での意見陳述書の提出に関して、差止命令は、特許発明の違法な侵害行為を防止し、イノベーションを促進する特許権者を回復不能な損害から保護するものであるといえ、特許権者に対して差止めによる救済が認められるか否かは、排他的独占権としての特許権の根幹に関わるものであるとコメントしている。

USPTOとDOJは、2025年6月にも同じテキサス州東部地区連邦地裁に対して特許権に基づく予備的差止命令（Preliminary Injunction）に関して連名で同趣旨の意見陳述書[4]を提出しているなど、関心の高さがうかがえる。
特許権の侵害が認められる場合には、侵害行為の差止めが認められるという反証可能な推定（Rebuttable Presumption）を特許権者に与える法案「RESTORE Patent Rights Act of 2025[5]」の審議を含め、今後の動向が注目される。

（以上）

---

[1] 2026年2月27日付の意見陳述書（Statement of Interest）
[2] USPTO and DOJ file statement of interest reaffirming the importance of incentives to innovate (Feb.27, 2026)
[3] Collision Communications, Inc. v. Samsung Electronics Co., et al.
[4] 2025年6月24日付の意見陳述書（Statement of Interest）
[5] https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/708